***わがかがわ　シンボル・キャラクター***

***使　用　の　手　引***

 わがかがわ観光推進協議会

事務局・香川県観光振興課

**シンボル・キャラクター使用の御案内**

１．展開の目的　…　「わがかがわ」を広くＰＲすることを目的とします。

２．使用方法　　…　シンボル・キャラクターの変形はイメージを変えない範囲で可能

　　　　　　　　　です。

３．使用の範囲　…　あらゆる形でシンボル・キャラクターが展開されることが目的で

　　　　　　　　　すので、公序良俗に反するものや「わがかがわ」の内容にそぐわな

　　　　　　　　　いものなど以外は、広く使用を認めることとしています。

４．使　用　料　…　無料となっています。

５．使用の際の手続き

　　シンボル・キャラクターを使用する場合は、事前に「使用承認申請書」をわがかが

わ観光推進協議会に提出してください。なお、営利を目的として使用する場合には、

使用しようとする事業の企画書、企業の経歴書と商品見本又は広告原稿を添付して下

さい。申請があった場合、わがかがわ観光推進協議会で検討のうえ、営利を目的とし

て使用するものについて使用を承認する場合は、承認番号を付して「使用承認書」を

お渡しします。

　　シンボル・キャラクターは、キャンペーン用のため商標登録は、該当外ですので、

　商品等でのご使用の際は使用者側で対応していただくことになります。

６．使用条件　…　シンボル・キャラクターを使用するときは、次の事項を守ってくだ

　　　　　　　　さい。

 　　　　　　　　（１）承認された用途以外には使用しないこと。

 　　　　　　　　（２）承認内容に従って使用する事。

７．使用容認の取消し等

 使用目的、使用方法に違反した場合、または承認申請の記載内容に虚偽があること

が判明した場合その他必要があると認める場合は、使用条件の変更、使用承認の取消

　し、または使用物件の回収を求めることがあります。

８．使用に関するお問い合せ

 シンボル・キャラクターも使用に関するお問い合せやお申し込みは、下記に連絡し

　て下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒７６０－８５７０　高松市番町四丁目１－１０

 　　　　　　　　　　　　香川県観光振興課内　わがかがわ観光推進協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ０８７－８３２－３３６１